

平成30年第1回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成30年2月2日 開会

平成30年2月2日 閉会

東吾妻町議会

## 平成30年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

### 第1号（2月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	15
○日程の追加	21
○議員派遣の件	21
○閉会の宣告	23
○署名議員	24

## 平成30年東吾妻町議会第1回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成30年2月2日(金)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

日程追加 議員派遣の件

### 出席議員(14名)

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	茂木聡君
企画課長	水出智明君	地域政策課長	浅見梅雄君

保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 次 長	福 原 治 彦 君	上 下 水 道 課 佐	白 石 彰 久 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

**職務のため出席した者**

議会事務局長	堀 込 恒 弘	議会事務局 補 佐	水 出 淳
議会事務局 補 佐	高 橋 智 恵 子		

---

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、また、先週月曜の大雪に続いて昨夜から降り続いた大雪で足元の悪い中ご参集をいただき、ここに予定どおり開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

去る1月23日には、草津町の本白根山が噴火し、12名の方々が死傷されました。

お亡くなりになられた方に心より哀悼の意を表するとともに、負傷された皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

予期せぬ自然災害に対して、「想定外」という言葉が頻繁に使われますが、町民の安心・安全を守る義務がある私たちに、想定外があってはならないと思います。

執行部と議会が協力して、今後、さらに防災対策にも力を注いでいかなければならないと思います。

さて、本臨時会には条例1件、その他1件が付されておりますので、十分にご審議をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

---

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成30年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2018年に入りまして最初の臨時会となりますが、議員各位には公私ともにご多忙にもかかわらず、また、雪の中ご出席を賜り、御礼を申し上げます。

暦の上では大寒でございますが、暦どおりいまだ春遠く、例年以上の厳冬の日々が続いております。

草津町では1月23日の午前、本白根山が噴火し、12人が死傷いたしました。

亡くなった方には、心よりご冥福をお祈りいたします。また、けがをされた方々にはお見舞いを申し上げます。

今回の噴火は、水蒸気噴火の可能性が高いと考えられております。火山性微動が続いているようですが、今後も注意深く正確な情報の確保に努めてまいります。

吾妻広域消防本部は、関係機関との連携が奏功し、激しい、厳しい状況の下での救助活動ができ、約80人のけが人などの救助ができたとのことでございます。

さて、本日の臨時会では、条例と庁舎建設工事の契約の締結を提案させていただくものでございます。提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成30年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、里見武男議員、3番、小林光一議員、4番、重野能之議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

いわびつ体験農園につきましては、議会や監査委員からもあり方について指摘をされており、町でも当該施設の有効活用を検討してまいりました。

このたび、東吾妻町公共施設のあり方検討委員会へ、いわびつ体験農園の指定管理者制度への移行について諮問したところ、本施設のあり方として、指定管理者制度への移行については適当であるという答申をいただきました。この答申を受けまして、いわびつ体験農園を指定管理者に行わせることができるよう改正するものでございます。

あわせて使用料につきましても、区画の面積に応じて改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（丸山和政君） お世話になります。

東吾妻町いわびつ体験農園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

条例の一部改正の趣旨は、ただいま町長より説明のとおりでございます。

東吾妻町公共施設のあり方検討委員会委員長よりの答申内容は別添のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第4条では、指定管理者による管理を規定しております。

第6条では、指定管理者が行う業務を5号にわたり規定しております。

第7条では、使用料について規定し、第1項では現行2,000円としておりました使用料を次ページの別表のとおり面積の大きさを考慮し、改正するものでございます。

いわびつ体験農園案内図をごらんください。図面中央の駐車場左脇の約660平米及び約690平米の区画につきましては約55平米に分割し、最多区画の区画を畑A区画として2,000円、その左脇約210平米の畑を畑B区画として4,000円、一番左の約750平米の土地を畑C区画として8,000円、図面中央下の約440平米の2区画を畑D区画として7,000円及び図面右側3区画の田を7,000円に改め、第2項では、使用料の還付を規定し、第3項では体験農園を指定管理者に行わせた場合に、第1項の使用料を当該指定管理者の収入として収受させることを規定しております。

なお、施行日は平成30年4月1日を予定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ただいま担当課長より説明を受けました。諮問で審議を行っているんだと思うんですけども、ここには町の直営による収入は、ここ5年間の平均が3万1,600円に対して支出は40万円を超えるというようなことで、いろいろ指摘をされ、今現在に至っているというふうに理解をしているわけですけども、ただいま課長より別表で説明をいただきました。そうすると、全部借りていただいたとして、年間の金額とすると、幾らになるでしょうか。



○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 全て借りていただいた場合には、ちょっと今、ざっと計算したんですけれども、9万円ほどになろうかと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 収支だけで物事を解決するという考えではないわけですが、そもそも40万円を超える、ある意味、賃貸借をされている土地をこのような形で貸していくという形なんだと思います。そういう中で、直営でやった場合に、なかなか、何ていうんでしょうか、埋まらなかったということなんでしょうか、それを指定管理をすることによってその田畑を十分に借りていただいて、活性化させるというんですか、そういった考えなんだと思うんですけれども、そもそも40万円以上かかるものを全部借りていただいたとしても9万円しか収入がない。それに対して、ある意味直営でなくて指定管理のほうがいいんだという考えがよくわからないんですけれどもね。

そうすると、例えば、改正後の7条の3ですか、この使用料を当該指定管理者の収入として行うようなことが書いてあるんですけれども、そもそもそれだけで指定管理はしていただけるんですか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 指定管理につきましては、今後、指定管理者選定委員会で決定していただくわけですが、その際、指定管理予定者より提案をいただく中で、指定管理料をこちらからお支払いをして運営をしていただくようになろうかと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ありがとうございます。そうだと思います。

指定管理というのは、非常に聞こえはいいんですけれども、かえって経費がかかるというのは、今までの経験上あるわけですよ。本当に指定管理に任せないとできないというものはともかくとして、そもそも収支的に合わないものに対して指定管理を行って、またそこで数百万円かかる、わかりませんがね。数十万円かもしれないけれども、余計経費がかかると私は思っております。この程度の話は、本当に直営で十分ではないかなというふうに私は考えておりますので、意見として申し上げておきます。

○議長（一場明夫君） 回答はよろしいですか。

○5番（竹淵博行君） いいです。

○議長（一場明夫君） いいですか。はい。

ほかにございますか。

6番、佐藤聡一議員。

○6番（佐藤聡一君） 総務のほうで、12月議会で下話は聞いたんですが、その中で、当初は廃止するという方向で進んでいたのが、コニファーのほうで指定管理者になるかわからないですけれども、続けたいというような話で、これが復活してきたような話を聞いています。収支の中を見させてもらおうと、たしか地代が30万円くらいあったと思うんですけれども、それを下げる必要性というか、あるいは努力はされているんですか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 地代につきましては、年間約15万円になります。

金額について、当地の固定資産税の評価額を10年前と比較をしたり、あと町でもここ以外にもいろいろなところを借りている部分がございますので、その辺を考慮して、今回は特に下げる根拠はなかったものですから、今と同じで考えております。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員

○6番（佐藤聡一君） 今の固定資産税の評価がどういう形で出ているかわかりませんが、現状はほとんど使われていないような状況の中で、資産的な価値とすると、復活すれば、多少農地としてもとの評価額になるのかどうかわかりませんが、やはり続けていくとなると、収支をやっぱり均等に持っていくことが必要なと思います、私としては。その辺で、地代のことも含めて、出入りが均等になることによって続けていく必要性を非常に感じます。その辺の考えはどうですか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 先ほども竹淵議員のご質問にありましており、全部借りていただいても9万円、かかる費用が例年ですと、四十数万円になっております。

そもそもが、この施設をつくったものが、農業者以外の者がレクリエーションの目的などとして小区画の土地を利用し、野菜や花を育てるための農園とするというふうな形の公の施設になっておりますので、当初から黒字が想定されていなかった部分もございます。

また、今回、少しでもこの赤字幅を縮小できるために、多少なりとも使用料の改定もあわせて行ったところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） この事業が始まったころって、多分そういう時代だったんだと思うんですけれども、現状を考えたときに、空き農地がいっぱいできていて、極端な話、ただでも

貸してくれる農地がもう結構ある状態だと思うんですね。そういうものを踏まえたときに、やはり町で続けていくというか、この事業をやるとすると、やはり財政のことを考えれば、収支均等というのが本来だと思うし、そういう形の中で地代を、だめならこの賃料を上げる話も必要、検討して、その辺を検討できないですか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 地代につきましては、先ほどお話ししたとおり、据え置きを検討させていただきました。また、使用料につきましては、最多区画に関しては据え置きをさせてもらっておりますが、ほかの区画に関しては値上げをさせていただいております。

今回、最多区画の改定をしなかったのは、今まで使っていた方に、急に上がった場合に、使っていただけなくなった場合ということも考慮し、今年度、今回は最多区画は据え置きをして、大きい面積を改定をさせていただきました。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 借りている方の賃借期間というのは、何か決まりがあったんですか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 土地については、今まで10年契約でお借りをしていたものが、この3月で満了になります。

○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 満了になるんなら、改めて仕切り直しの話は当然できるわけだろうし、そういうことで町民に理解を求めるんなら、やはりその辺を、続けていくんなら収支均等に持っていく努力は必要だと思うんです。

この話が前からどうも廃止の方向で一旦動いていた経過を見ると、やはり復活させるのであれば、その辺を理解してもらわないと難しいのかなと私は考えます。いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 収支が今お話ししたとおり、9万円から四十数万円ということで、大分差がございます。この辺に関しては、今後指定管理で行っていく中で、指定管理料で相談はさせていただければと思います。

また、28年度に、この施設に関して廃止を含めて見直しをということで皆様にもお話しをさせていただいたところではございますが、含めて見直しということで、今までありました本来のこの施設の目的であるものを生かせる場を模索しながら、杉並区等とも相談をしながら、今回に至っているところでございます。

○議長（一場明夫君） 佐藤議員よろしいですか。

○6番（佐藤聡一君） はい、いいです。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

課長のほうからA区画、B区画、C、D区画、田ということで説明を受けました。そしてただいま、佐藤議員のほうから質問の中でも、当初レクリエーションというんですか、そういったようなものが基本的な考えで。そうすると、また復活させるにしても、そういった目的というんですか、そういったものは変わっていないような、今解釈をしているんですけども、それならば、かえってちょっと面積が広いのではないかと。

例えば指定管理者がどなたがするかわかりませんが、そういったものが、例えばB、C、D区画というのかなり広いですね。ですから、そういった中を、ある程度小さく区切って、もっと高く、ある程度高く貸せるんだか、それとも、指定管理料とすれば、あくまでもその区画単位の値段しか——当然契約になるわけですから、そうなるんだかちょっとわかりませんが、ただ言えるのは、非常にその面積、レクリエーション、要するにある意味趣味的な考えで田畑を借りるということになると、非常に大きな面積だなというふうに感じております。

そういった中で、例えば本当に数坪で二、三千円だとか、そうなってくると、また全体的な価格とすると、かさ上げになってくるんだと思うんですよ。ですから、当初の目的も変えずに、ただ単にこういった区画にして貸し出すんだと。それで指定管理にするんだというふうにしか聞こえてこないの、ちょっと時期尚早かなというふうに、ちょっと私は思っております。もう少し基本的なものを考えて出すべきではないかなというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 使用料につきましては、条例事項ですので、今回ご議決いただければ、この料金で行うこととなります。また、今回指定管理を予定されている、今検討させていただいているユニファーを運営している会社でございますが、ユニファーのお客様とこの体験農園がうまく利用できるというふうな下話はさせていただいております。例えば芋掘り体験ですとか田植え体験とか、そんな形に利用できるふうな形の下話はさせていただいております。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 課長ね、そんなこと聞いているわけじゃないんですよ。例えば、これ50円だってそれは条例ですから、ここで決まれば決まるんで、そんなことはわかっている。そうじゃなくて、そもそもの目的がレクリエーションだとか、そういったものの目的が変わらないのであれば、もっと面積を小さくして金額設定というものを行ったほうが、全体的な金額のかさ上げにもなるし、その逆に広いから借り切れないという可能性もあるんじゃないかなというふうに私は考えるんです。その意見に対して、どういうふうにか考えるかということをお聞きしたいんですが。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 今、A区画が2,000円で設定をさせていただいております。こちらについては25区画ございますので、小区画を使っていただく方はこちらで十分使っていただけるかというふうに考えております。また、今後は、今、竹淵議員がご指摘いただいた部分は、今後の参考にさせていただければというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですけども、今、廃止を含めた見直しということで進められた話がこれでまた復活してきたわけなんですけれども、指定管理者がどういう考えで借りたいと言ってきているのか、指定管理になりたいと言っているのか、それはちょっとわかりませんが、今は何区画ぐらい貸し出しして、そこで貸し出ししている方の住所等が、住所というのは、町内の方なのかどうかということをお聞きしてください。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 平成28年が13区画ご利用いただいております。

平成29年については、10区画が見込みでございます。そのうち、町内の方、あと中之条町の方が1人、それと杉並の方が2人という形でご利用をいただいております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今お聞きしますと、町内の方が7ぐらい借りているんだということで、レクリエーションとか農に親しむとか土に親しむとかという、そういう意味も含めてきつと借りていらっしゃるのかなと思うんですけども、これだけの区画がありながら、今までもどんどん減ってきたと思います。これで全部どの区画も、今まで2,000円で行っていました。今度、このように金額を分けて、一番高いところが8,000円ぐらいの金額になっていますけれども、借り手があるという見込みは、それは町内の方でこれだけの面積を借りると

というようなことを考えられますか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 今、55平米の土地をほとんど使っていただいております。本来の目的どおり、小区画の土地を使っていただいております。広い区画につきましては、条例をお認めいただいた後、指定管理者と相談しながら有効活用できるように努力したいと思えます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 基本的にこの広い土地、A区画以外のところというのは、指定管理者が、今いろいろずっと各議員の質問の中で出てきているように、コニファー、杉並の方ですよね、杉並の方々に貸し出す施設と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） そこに限定はしておりません。広く皆さんに使っていただければというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そう答えるしかないんだと思いますけれども、ただほかの議員もおっしゃったように、耕作放棄地等がすごく今ふえていて、こんなにお金を出してまで借りる人なんていうのは、この辺の人はほとんどいないと思います。都会のほうの方は、そういう農地の値段なんていうのは、きっとこの辺の農地の値段というのはきっとわからないでしょうから、ああ安いねと言ってくれる可能性は十分にありますけれども。ということは、基本的には地元の東吾妻町の方が利用するのではなく、別の方が利用するという判断でよろしいですね。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 私どもとしますと、広く宣伝をして、いろいろな方に使っていただければというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） いいですか。はい。

ほかにございますか。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 今、いろいろ質問が出ていますけれども、指定管理、これあり方検討委員会の答申の内容の一番最後の委員会の判断のところを見ると、3つほど指定管理するという回答を出した理由が書いてありますけれども、もうここには名前がありませんけれど

も、公営の宿泊施設を担う民間事業者というのが3つの理由の中に全部入っている。もう想定された形で指定管理者、それを想定した形で検討委員会のほうも判断をしたというふうに私は読み取れるわけですけども。

指定管理ということになると、道の駅、天狗の湯はACCに指定管理出している。それから桔梗館も指定管理に出しているということで、先ほど使用料についてはいろいろ質問がありましたけれども、指定管理料については、今回条例の改正ということで、4月1日からということなんですけれども。指定管理を議論する場合に、町が払う、幾ら持ち出すのかというのが一つの大きな要素だと思うんですけども、きょうは条例の改正ですから、管理料というのは触れられないんですけども、先方との交渉の中で決めていくわけなんだろうけれども、桔梗館が七百幾らでしたか、相手との契約ですから、お互いのあれなんですけれども、今回の条例を出すに当たって表に出てこないものとして、指定管理料というのは、言える言えないの話になるかもしれませんけれども、おおむねどの辺を予定しているか、もし、それがここで答えが可能であれば、いただきたい。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 指定管理料につきましては、今後、指定管理者選定委員会の場で候補者の方から提案という形でいただいて、それで協議になると思いますので、この場で幾らというのはまだ言えない状況でございます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） そうすると、一般的には今の答えしか、課長はそういう答えが正しい答えだと思うんですけども、実際にはもう業者がほぼ確定じゃないけれども、候補者は決まっているということで、恐らく焦点は、先ほど今後どういうふうに借りてくれる人をふやすかということと、指定管理料で幾らもらえれば採算ベースというか、できるというのが恐らく業者の方がいろいろ決める中での大きな要素だと思うんですよ。スケジュールからいうと、選定委員会のときに提案を待って、初めてそれをもとにいろいろ交渉するということなんです。4月1日からこの条例はと書いてありますけれども、4月までの間にそれをスケジュールとすると、先方の候補企業者と指定管理料等についての交渉をするというふうに考えればいいんですかね、スケジュールとして。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 今後、2月19日に指定管理者選定委員会を予定しておりますので、ここで審査、また決定をいただければ、予定者と詳細を詰めて協定書の協議を行い、3月議

会で指定管理者の決定のご議決をいただき、4月1日から指定管理に移行したいというふう  
に考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） きょう、条例の議決を求められているんで、採決を求められている  
んですけども、ただ、議員として判断する場合に、大体どのくらい、大体という言い方は  
あれですけども、2月19日じゃないと固まらないという話なんですけれども、指定管理料  
が全然わからないところで採決というのは、ちょっと判断材料が不足かなと思うんですけれ  
ども。今回条例だから違いますよという、そうなんですけれども、その辺がちょっとどう  
なんでしょうかということで、もう一度すみません。繰り返しても結構ですけども。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 先ほど答弁させていただいたとおり、今後、指定管理者が出して  
いただく提案書によって決定していくところでございますので、きょうこの場ではちょっと  
金額についてはお答えができませんが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） すると、指定管理料が決まるのは、2月19日でほぼ決まるというふ  
うに考えればいいんですか。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 2月19日に指定管理者選定委員会で審査をしていただいた後とい  
うふうなことになるかと思えます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにはございますか。

6番、佐藤聡一議員。

○6番（佐藤聡一君） 改めて聞くんですが、総務の中でも言ったんですけども、今、コニ  
ファーの運営者は民間で、杉並区が委託している業者さんですよ。うちとすれば、コニフ  
ァーから手を引いた中での地元のものを使ってもらえるという前提での話なんですけれど  
も、できれば、杉並がある程度運営から携わってもらえないかなど。その辺の話をちょっ  
と改めてお聞きしたいんですが。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 杉並区に関しましては、一番最初にご相談に行きましたが、区と  
してそれを借りて運営することはできないという返事はいただいております。



○議長（一場明夫君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 杉並がだめだとなって、うちでやるという話になるなら、改めて収支が整う確約がなければ賛成しかねるんですが、どうですかね、その辺は。

○議長（一場明夫君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） きょうご提案できますのは、使用料を段階的に上げさせていただいても、収支がとんとんになるところまではいっていないのが実情です。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにはございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（一場明夫君） 2番、4番、7番、8番、12番、13番起立。

起立少数。

したがって、本件は否決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

役場庁舎は、昭和33年に建設をされ、60年が経過しようとしております。

行政改革推進本部において、温泉センターを役場に転用できるとの調査報告を受け、また、公共施設のあり方検討委員会の答申を受け、庁舎の設計、入札を行い、今回の契約となりました。

今後は、年末までに完成を目指し、来年正月からは新庁舎にて役場を開庁したいと思っております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。ご説明をさせていただきます。

役場庁舎増改築工事の契約でございますが、条件つき一般競争入札により、別添資料のとおり8億3,500万円で南波建設株式会社が落札し、契約金額9億180万円で仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、議会の議決をいただき、本日から平成30年12月28日までを予定しております。工期どおりに建設を進め、年末年始に庁舎を移転したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ありますか。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 今回、契約金額9億180万円ということで、当契約については、昨年度の予算議会、3月のときに10億8,000万円の予算請求があった。そのときに、さまざまな質問、議論があつて、10億8,000万円を予算に計上しましたが、9億円以内におさめるといふことで回答をいただいて、予算審議したわけなんですけれども、180万円とはいえ、9億円を超えているんですけれども、これはよく努力したなというふうな評価もあると思います。ただ、金額、数字というのは厳正なものだと思いますので、その辺の経緯、この増改築

については、ずっとさまざまな議論がされてくる中で、当初、新聞報道が8億円から9億円というのが一番最初に出た金額なんですね。その次が、全協だったですか、概算総額の中に増改築費用が入って、たしか全体で若干違うかもしれませんが、14億何千万円の中で庁舎については8億3,000万円だったですか、そのくらいの金額だったと思います。その次に出たのが、29年度の予算で10億8,000万円という数字が出て、今回が仮契約ということで9億180万円の金額でということなんで、その数字の流れがあって、きょうに至っているわけなんですけれども、もう一度その辺の経緯を、大まかで結構ですから説明いただければ。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 最初の概算の説明のときには、8億円から9億円という形でご説明をさせていただきました。その後、概算14億3,000万円でトータルでなりますというお話をさせていただきました。その後、29年度当初予算の10億8,000万円の工事費を計上させていただきました。そのときに9億円くらいでという話を受けまして、町としましても、なるべく安くできるようにということで、設計をいろいろ考えまして契約をしたところ、180万円をわずかオーバーしてしまったということが現状でございます。30年度につきましては残りの附帯工事等含めまして、概算の説明の金額以内ぐらいで提案をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 流れからいうと、当初から8億円から9億円と新聞報道にほぼ同じというか、いいわけですよ。そうすると、額でおかしいのが10億8,000万円というのが一体何だったんだという話になるんですよ。1億8,000万円も多く請求したと。その時点では、詳細設計もないし、そういう金額ですという話になるんですけれども、ただ、予算書に計上された金額、この前の9月の議会でも、監査委員のほうから不用費の件で指摘がありました。要するに、予算を請求する場合には、しっかりした積算をなさないと。だから、積算がしっかりできていない部分があるんで、不用額が多いんじゃないんですかというふうな指摘だったと思います。そういうふうにと考えると、予算という年度の中で一番大きなものの中の、全体の金額が大きい金額とはいえ、今回の金額と比較すると、1億8,000万円も多い金額を予算計上したわけですよ。ですから、予算に対する考え方、10億8,000万円というのがどう考えても根拠が薄いといったら怒られますけれども、その辺がちょっと予算の見積もりの甘さがあるのではないかなというのが、正直な私の印象なんですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 29年度当初予算につきましては、増築部分を800平米以上というふうに積算をしておりました。ただ、その後、行革委員会等でいろいろ話がありまして、増築部分は500平米ということで決まりましたので、その部分の減額が大きいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） はい、わかりました。

それで、もう1点、今回は増改築工事です。増改築工事というと、記憶に返ってくるのが統合庁舎の増改築工事、これについては、2回ほど追加工事費が出たんです。その額も結構大きな額だったと思います。

今回、入札の執行調書を見ると、入札で指名された方と全部で6業者があって、一番差額が大きいのが250万円、少ないのが100万円と。だから、100万円と250万円の間に6業者が入っているんですけども、これはこれとして。

統合庁舎のように追加工事費が無原則とは言いませんけれども、追加工事費を無原則というんですかね、認めることになると、一般競争入札の意味がなくなってしまうんですね。ですから、特に増改築、一般家屋なんかでも、思った以上にかかってしまったというのが多いんですよね。非常に多いんです。ですから、今回みたいなあれだけの建物で、大きな改築をする場合に、想像なんですけれども、追加の工事費が出るんじゃないかなと私は懸念しているんです。ですから、その辺はどうでしょうか。絶対出ないぞというふうに言い切れるかどうかわかりませんが、前回は2回も追加したんですよ、工事費を。増改築で。

ですから、もし、そんなようなことが起これば、先ほど言いましたけれども、競争入札の意味がなくなってしまうわけですよね、それを認めてきてしまうと。ですから、今回そういう同じ轍を踏まないでいただきたいというのが私の意見なんですけれども、その辺もう一度お願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 現状では、まだ工事が始まっておりませんので、追加工事が幾らになるとかという話は今の段階ではできません。ただ、追加工事を無限にといいますか、そういう形では考えておりません。ただ、先ほどからおっしゃられるように増改築工事ですので、あけてみたらという部分も出ないとも限らない。わかりませんが、現状ではなるべく追加工事はしないようにというふうにお答えをさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 建設の専門家ではないんで、お互いの信頼の原則というのがそこにあるんでしょけれども、ただ、詳細設計をした上での今回の金額が出たわけですね。例えば材料費が上がった、人件費が上がった、あるいは詳細設計したときに気がつかないものが出てきた等々、いろいろ後で理由がもし起こるとすればね。ただ、本白根山とか自然災害は想定外だと、よくそういう言葉が出てくるんですけれども、建物等については、特に専門の方が、プロがやってるわけですから、恐らく想定外というのではないんだろかなというのが私の考えなんですよ、専門家ではないんで。ですから、本当に予測不能、想定外という説明が妥当性がある以外は、やっぱり追加工事費というのは、競争入札の趣旨からして認められないものではないのかなというふうに私は理解しているんですけれども、その辺もう一度、くどいようですけれども、お願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 町としては、現状をなるべくそのまま使いたいというふうに考えております。手をなるべく加えないで工事費を安くするようにと考えておりますので、その考え方で工事を行っていきたいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかに。

7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 追加工事のお話がありましたけれども、先ほど町長、1月に開庁ということでお話をなさいましたけれども、1月4日の仕事始めには気持ちよく、そこで職員の方が執務につくことができるということに、そういうふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 工期12月28日となっておりますが、工期内の完成を目指し、年末年始の引っ越しを予定しております。ですから、1月4日以降の開庁というふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ぜひ、おくれることのないように、きっちりと開庁していただきたいと思います。それは、皆さんの努力も必要ですし、それから請け負ってくださる建設会社のほうにも努力が必要だと思うので、ぜひ、その辺をもう一度確認をお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 来年正月の開庁を目指して努力したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） 先ほど茂木議員のほうから質問があつて、総務課長の答弁で、ちょっと気になったものですから確認させていただきますけれども、そもそも、今回の予定価格そのものが8億3,962万円ということで、消費税入れると9億600万円超えるわけですね。そういう中で、180万円今回オーバーしてしまったということが努力みたいなことに聞こえたんですけれども、これは基本的に、たとえその落札のパーセントが0.995、計算するとね。ぴったしだつていいんですけれども。要は業者の努力で180万円まで縮まったということだと私は思うんですけれども。その辺、確認をさせていただきますか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 先ほど申し上げましたように、9億円ぐらいということで話を伺いまして、それを受けて設計を、当初、さっき10億8,000万円と申しましたけれども、工事費を。それをなるべく詰めるという形で、設計を協議を重ねてきた結果があの金額ということで、100%でいえば9億円を超えるという前提の話になってしまいますが、これが町で考えている工事費のぎりぎりの線ということで、提案をさせていただきました。

○議長（一場明夫君） 5番、竹淵議員。

○5番（竹淵博行君） わかっていますよ。そうなんだけれども、その9億180万円になったというのは業者の努力でしょう。それを確認したい。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 競争入札によりまして400万円落ちたのは業者さんの努力だと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。議員派遣の件について、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定いたしました。

事務局で議事日程等を配付しますので、しばらくお待ちください。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（一場明夫君） 追加日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

2月15日に開催される群馬県吾妻振興局主催の平成29年度吾妻振興局県政説明会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

---

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。



---

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成30年第1回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時59分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署 名 議 員 里 見 武 男

署 名 議 員 小 林 光 一

署 名 議 員 重 野 能 之